

谷山第二地区 第45号

## 区画整理だより

発行：鹿児島市 建設局 都市計画部  
谷山都市整備課  
管理清算係  
TEL：099-803-9662  
※係名・電話番号が変わりました

## 谷山第二地区の登記閉鎖の解除について

令和3年10月29日の換地処分の公告の日の翌日から、法務局における登記が閉鎖されておりましたが、令和4年6月2日に法務局から、登記の閉鎖が解除された旨の通知がありましたのでお知らせします。

今後は、法務局において新しく書替えられた土地と建物の登記簿及び所在図の閲覧、交付、一般の所有権移転、権利の設定、抹消等の申請ができるようになります。

また、登記が完了したことにより谷山都市整備課で確定面積平面図及び座標の閲覧・複写が可能になりましたのでお知らせします。

## 土地の権利証（登記済証）について

原則として、新たな権利証（登記済証）、登記識別情報は交付されませんので、従前の権利証と換地処分通知をあわせて、厳重に保管してください。

ただし、従前が複数筆の土地に対し1筆の換地（合併換地）を定めた場合には、法務局より登記識別情報が通知されるため、鹿児島市が受領後、登記名義人へ令和4年7月頃に送付する予定です。

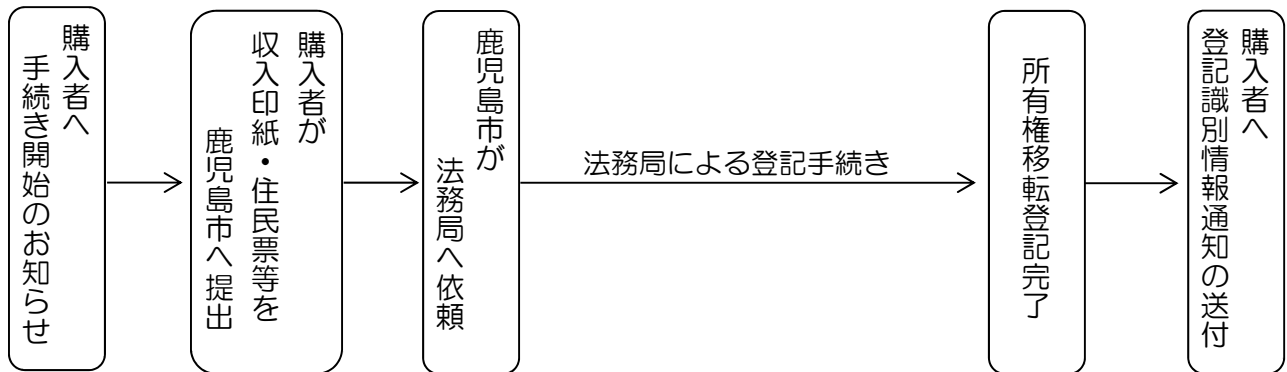
「登記識別情報」とは、将来、所有権移転などの登記をする場合に必要となり、本人確認を行うための12桁の英数字が記載されています。

（裏面もご覧ください）

## 鹿児島市から購入された土地の所有権移転登記について

購入代金を支払い済みの「小宅地対策用地」、「換地操作用地」及び「保留地」については、鹿児島市名義となっておりますので、令和4年7月頃より、契約していただいた方へ名義に変更する手続きを行います。所有権移転の手続きは、鹿児島市が法務局へ依頼しますが、その際に必要となる登録免許税分の収入印紙と住民票等は契約者負担となります。詳しくは、令和4年7月頃にお知らせします。なお、「小宅地対策用地」及び「換地操作用地」が含まれた土地の売買を行った方で、「権利異動承認申請書」の届出を提出されていない方は、谷山都市整備課管理清算係へお問い合わせください。

### 【所有権移転の流れ】



令和4年  
7月頃

## 清算金の徴収交付事務について

谷山第二地区土地区画整理事業の換地処分に伴う清算金については、同一所有者において清算金の徴収・交付の両方がある方の差引計算（相殺処理）等の事務処理を行い、清算金の徴収・交付の対象者へ「清算金通知書」を令和4年5月13日に発送しました。今後、徴収対象者には令和4年8月頃に納付書を発送し、交付対象者には令和4年9月頃に請求書用紙を発送して清算金の徴収・交付事務を行いますので、よろしくお願いいたします。

### 【お問い合わせ先】

鹿児島市 建設局 都市計画部 谷山都市整備課 管理清算係  
〒891-0141 鹿児島市谷山中央5丁目26番7号  
TEL：099-803-9662